

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査対象団体の選定

内灘町からの補助金等の交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等の中から抽出選定した。

### 2 監査の対象

監査実施団体	所管部課	施設名	指定管理料
(公の施設の指定管理者) 内灘町商工会	都市整備部 地域産業振興課	内灘町産業支援センター	令和2年度 3,000,000円 (見込み)

### 3 監査の実施日

令和3年2月25日(木)

### 4 監査の場所

内灘町産業支援センター 会議室

### 5 監査の方法

所管課及び指定管理者に提出を求めた資料に基づき、運営状況、予算についての説明資料、その他管理・運営について、次の点に主眼を置いて、書類等の照合、確認、関係者への質問など必要と認められた実施手続きにより監査を行った。

- (1) 条例等関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- (2) 協定等に基づく管理業務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る収支の経理は適切になされているか。
- (4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。

### 6 監査実施団体の管理概要

内灘町商工会

- (1) 設立目的 商工会法(昭和35年法律第89号)第1条に基づき、本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- (2) 設立年月日 昭和38年11月15日

(3) 主な事業

1. 事業

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 石川県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共催事業の業務を行うこと。
- (8) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (9) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (10) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (11) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (12) 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
- (13) 前払式証票の発行業務を行うこと。
- (14) 全国商工会会員福祉共催事業を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 受託事業（内灘町産業支援センターの指定管理）

- (1) 管理施設の運営に関する業務
- (2) 管理施設の使用許可に関する業務
- (3) 管理施設の使用に係る使用料金の徴収に関する業務
- (4) 管理施設等の維持保全に関する業務
- (5) 内灘町又は内灘町商工会が必要と認める業務（自主事業等）

(4) 組織

事務局長 1 名、総務課 2 名、経営支援課 4 名 計 7 名

（県商工会連合会職員 5 名、町商工会職員 2 名）

役員

会長 1 名、副会長 2 名、理事 2 5 名、員外理事 1 名、監事 2 名 計 3 1 名

会員数

令和元年度当初 6 0 2 名

加入者数 1 2 名

脱退者数 3 0 名

令和元年度末会員数 5 8 4 名

(5) 指定管理に係る令和2年度当初予算

【収入の部】

科目	本年度予算	備考
賃貸収入	514,000円	レンタルオフィス
維持費収入	3,000,000円	内灘町(指定管理料)
使用料収入	72,000円	研修室 72,000円
		会議室 36,000円
		コワーキングスペース 12,000円
雑収入	1,000円	利子等
合計	3,587,000円	

【支出の部】

科目	本年度予算	備考
消耗品	150,000円	
光熱水道費	1,500,000円	
通信運搬費	80,000円	
施設管理費	1,506,000円	施設保守管理委託料
賃借料	150,000円	コピー機借上料等
雑費	200,000円	消費税等
予備費	1,000円	
合計	3,587,000円	

(6) 指定管理期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(7) 管理業務の目的及び内容

当該事業の目的

町内での創業を促進し並びに創業者を育成し、又は支援することにより、魅力ある地域産業の振興を図ることを効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び内灘町産業支援センター条例第5条の規定により、指定管理者による管理運営を行う。

当該事業の概要

- ①管理施設の運営に関する業務
- ②管理施設の使用許可に関する業務
- ③管理施設の使用に係る使用料金の徴収に関する業務

- ④管理施設等の維持保全に関する業務
- ⑤その他、必要と認める業務（自主事業の業務等）

## 7 監査の結果及び意見

内灘町産業支援センターの管理運営については、指定管理者制度の目的及び施設の設置目的に沿って事務事業を行っており、概ね適正に執行されていると認められた。

また、創業支援を目的とする「レンタルオフィス」については、積極的な広報や誘致活動に取り組んだ結果、現在6部屋中5部屋が入居するなど、当初の想定を大きく上回る事となったことは評価したい。